

エコアクション21 地域事務局 「やまぐち」

エコアクション21 認証・登録制度実施要領

特定非営利活動法人 環境共生機構

1. 総則

1.1 エコアクション21 認証・登録制度の目的

エコアクション21 認証・登録制度は、「エコアクション21 ガイドライン 2009年版」(環境省)に基づき、エコアクション21に取り組む事業者を、認定・登録を受けたエコアクション21 審査人が審査し、認証・登録するとともに、この事業者の環境活動レポートを公開することにより、広範な中小企業、学校、公共施設などにおける環境への取り組みを推進し、もって持続可能な社会経済の実現に貢献することを目的とする。

1.2 エコアクション21 認証・登録制度の実施体制

1.2.1 認証・登録の運営体制

エコアクション21 認証・登録制度は、以下の体制で運営する。

1.2.1.1 事務局及び委員会等

(1) 中央事務局

エコアクション21 認証・登録制度は、一般財団法人持続性推進機構 IPSuS (以下「中央事務局」という。)が実施する。

(2) 地域事務局

特定非営利活動法人環境共生機構は、名称をエコアクション21 地域事務局「やまぐち」として、エコアクション21 地域事務局の認定を受けている。エコアクション21 地域事務局「やまぐち」(以下「地域事務局」という。)は以下の業務を行う。

- ア. 受審業者からの審査の申込を受付ける。
- イ. 受審業者の希望により、審査人を紹介又は斡旋する。
- ウ. 審査人より審査報告書の送付を受付ける。
- エ. 判定委員会を開催し、認証・登録の可否を判断する。
- オ. 判定委員会の判定結果を含め、事業者の認証・登録に必要な報告を中央事務局に対して行う。
- カ. エコアクション21 制度の普及促進を図る。
- キ. 地域の審査人の能力向上を図るため必要な取り組みを行う。
- ク. その他エコアクション21 の普及促進等のために必要な業務を行う。

(3) 地域事務局に置く委員会等

地域事務局に諮問機関として、「エコアクション21 地域運営委員会」(以下「地域運営委員会」という。),「エコアクション21 地域判定委員会」(以下「地域判定委

員会」という。)を置く。

ア. 地域運営委員会の構成・審議事項

地域運営委員会は、事業者関係団体、環境保全団体、関係行政機関などの各界の学識者によって構成し、地域事務局のエコアクション21認証・登録制度実施要領、地域判定委員会規程、その他の各種規程、地域事務局のエコアクション21認証・登録制度の運営に関する重要事項を審議する。

イ. 地域判定委員会の構成・審議事項

地域判定委員会は、事業者の環境への取組みなどに関する専門家や学識者によって構成し、審査人の審議結果を基に、事業者の認証・登録の可否等に関する事項等を審議する。

1. 3 エコアクション21ロゴマーク

「エコアクション21ロゴマーク」は、一般財団法人持続性推進機構の「エコアクション21ロゴマーク使用規程」に基づき使用することができる。

2. エコアクション21における事業者の認証・登録

2. 1 エコアクション21における事業者の認証・登録の基本的要件

エコアクション21において認証・登録を受ける事業者は、環境省が策定したガイドラインの要求事項に基づき、以下の各号を満たした取組みを適切に実施し、認定登録された審査人による所定の審査を受審し、地域判定委員会の審議を経て、ガイドラインの要求事項に適合していることが必要である。

- (1) ガイドラインの要求事項に基づき、計画 (Plan)、計画の実施 (Do)、取組み状況の確認・評価 (Check) 及び全体の評価と見直し (Action) の、PDCAサイクルの環境経営システムを適切に構築していること。
- (2) ガイドラインの要求事項に基づき、構築された環境経営システムを適切に運用・維持していること。
- (3) ガイドラインの要求事項に基づき、必要な環境への取組み(二酸化炭素・廃棄物・水使用量の削減、化学物質使用量削減など)を適切に実施していること。
- (4) ガイドラインの要求事項に基づき、環境活動レポートを定期的に作成し、公表していること。

2. 2 エコアクション21審査人による審査

エコアクション21の取組みを実施した事業者(以下「受審事業者」という。)は、ガイドラインの要求事項への適合状況について、以下の手順により、認定・登録された審査人による登録審査を受審しなければならない。

- (1) 受審事業者は、地域事務局に、所定の書式により、エコアクション21の登録審査(書類審査及び現地審査)を申し込む。
- (2) 地域事務局は、受審事業者が希望する場合には、登録審査を担当する審査人を紹

介し斡旋する。

- (3) 受審事業者は、中央事務局に認定・登録された審査人の中から、業種、規模や審査人の専門分野等を考慮し審査人を指名し、地域事務局に通知する。
- (4) 地域事務局は、選任された旨を審査人に連絡し、審査人の了解をとる。
- (5) 選任された審査人は、受審事業者と認証・登録の範囲及び登録審査工数等に関して協議の上、登録審査計画書を作成し、受審事業者及び地域事務局に送付する。
- (6) 受審事業者は、審査人からの連絡を受けて、審査人に必要書類等を送付し、書類審査を受審する。
- (7) 審査人は、書類審査の結果をエコアクション21書類審査報告書として取りまとめ、受審事業者に送付する。
- (8) 審査人による、書類審査の結果、ガイドラインの要求事項に適合していると認められた受審事業者は、審査人による現地審査を受審する。
- (9) 審査人は、現地審査の結果を「エコアクション21登録審査報告書（以下「審査報告書」という。）」として取りまとめ、地域事務局に送付する。
- (10) 受審事業者は、審査人の登録審査結果について異議がある場合は、地域事務局の判定委員会に異議を申し立てることが出来る。
- (11) 受審事業者は、審査人からの当該登録審査に係る所定の費用及び旅費に関する請求に基づき、直接、審査人に支払う。

2. 3 エコアクション21認証・登録手続規程の遵守

エコアクション21認証・登録制度に基づく審査の申込をした受審事業者は、別に定める「エコアクション21認証・登録手続規程」を遵守しなければならない。

2. 4 地域判定委員会による審議

地域判定委員会による審議は、次の手順によって行う。

- (1) 地域判定委員会は、送付された審査報告書等により、認証・登録の可否を判定し、審査人に通知する。
- (2) 地域事務局は、判定結果を、必要書類を添付して中央事務局に報告する。
- (3) 中央事務局は、審査人から提出された審査報告書に基づく地域事務局の地域判定委員会の審議内容を確認し、ガイドラインの要求事項に適合していると判定された受審事業者、審査人及び地域事務局に、その旨を通知するとともに受審事業者に対して「エコアクション21認証・登録契約書（以下「認証・登録契約書」という。）」を送付する。
- (4) 受審事業者は、地域事務局の地域判定委員会の判定結果について異議がある場合は、中央事務局の判定委員会に異議を申し立てることが出来る。

2. 5 事業者の認証・登録

受審事業者の認証・登録は、次の手順によって行う。

- (1) 中央事務局から判定委員会の審議結果の通知を受けた事業者は、所定の認証・登

録料を納付するとともに、認証・登録契約書に記名・押印し、中央事務局との間で「エコアクション21認証・登録契約（以下「認証・登録契約」という。）を締結する。

- (2) 中央事務局は、認証・登録契約を締結し、認証・登録料を納付した受審事業者を、「エコアクション21認証・登録事業者（以下「認証・登録事業者」という）」として認証・登録する。
- (3) 中央事務局は、認証・登録した事業者に認証・登録証を送付するとともに事業者名及びその環境活動レポートを、ホームページにより公表する。

2. 6 認証・登録の期間

認証・登録事業者の認証・登録の期間は、認証・登録日より2年間とする。

2. 7 中間審査

中間審査は、次の手順で行う。

- (1) 認証・登録事業者は、認証・登録を受けた後、概ね1年後に、審査人による所定の中間審査を受審しなければならない。
- (2) 認証・登録後、初回の中間審査は、原則として現地審査を実施するが、認証・登録の更新後の中間審査においては、必要に応じて現地審査を実施する。
- (3) 中間審査により、ガイドラインの要求事項に不適合が発見された場合は、判定委員会の審議により、認証・登録の一時停止あるいは取り消しをする場合がある。
- (4) 中間審査の手続き等は2. 1～2. 4の規程を準用する。

2. 8 認証・登録の更新

認証・登録の更新は、次の手順で行う。

- (1) 認証・登録事業者は、認証・登録を受けた後、2年以内に、審査人による所定の更新審査を受審しなければならない。
- (2) 更新審査により、ガイドラインの要求事項に適合していると認められた事業者は、判定委員会の審議の上、認証・登録を更新することができる。
- (3) 更新審査の手続き等は、2. 1～2. 5の規定を準用する。

2. 9 事業者の機密等の保持

中央事務局、地域事務局及び審査人は、受審事業者及び認証・登録事業者の業務上知り得た情報及び入手した業務に関する情報（既に事業者が公開している企業情報、中央事務局がホームページ上で公開する認証・登録関連情報及び環境レポートを除く）について、その管理を適正に行うとともに、その機密を保持し、これらを第三者に開示しない。

ただし、法的要請による場合は受審事業者及び認証・登録事業者に事前に通知し、情報を開示する。機密保持は認証・登録契約終了後も継続する。なお、審査人は機密保持を含む審査人としての遵守事項について、中央事務局に誓約書を差し入れる。

3. 規程等の制定

地域事務局は、地域運営委員会の審議の上、本要領に定めのない事項について別途規程等を定める。

(附則)

- 1 平成23年 5月30日 制定施行
- 2 平成24年5月15日 改定